



国会議員も「共謀罪」と無縁ではありません!

- 「共謀罪」の適用対象となる「団体」には、暴力団などの組織的犯罪集団だけでなく、官庁、企業、組合、市民団体、選挙事務所なども含まれます。与党案でも限定されたとはいえません。
- 「共謀罪」の適用対象となる犯罪には、公職選挙法、政治資金規正法、政党助成法など、議員の方々の日常的な政治活動や選挙活動に関連した法律の違反も含まれます。

となれば、以下のようなケースにも共謀罪が成立するとは考えられないでしょうか。

ケース1	ケース2	ケース3
政治資金規制法	公職選挙法	公職選挙法
報告書の不提出等	選挙の自由妨害	虚偽事項の公表 (当選を得させない目的)
「同一人物から年間5万円以上の寄付を受けたのを報告書不記載でいいのではと相談する」	「対立候補者を取り囲んで質問攻めにして演説できないようにしようと相談する」	「十分な根拠なしに対立候補者のスキャンダルを記者会見で暴露しようと相談する」

問題は、以上のような相談をして一旦合意したと判断されれば、あとで思い止まっても共謀罪は成立してしまうことです。「現職国会議員だからだいじょうぶ」とは言えません。西村真悟氏は、弁護士法だけでなく、「組織犯罪処罰法」でも起訴されています。

共謀罪のほかにもこんなに問題が!

一般に「共謀罪法案」と呼ばれる法案は、三つの異なる目的(下図参照)をあわせ持ち、13の法律を改正しようとする法案です。共謀罪新設のほかにも、証人等買収罪新設、強制執行妨害罪処罰の拡大・強化、コンピュータ監視・取締り立法など、数々の問題をはらんでいます。いずれもテロや新しい犯罪への漠然とした不安を利用して網を大きく広げようとするもので、明確な歯止めがないため、一般市民や企業、弁護士などの通常の活動に関連した事柄も対象となるおそれがあります。ほんとうに目的にかなった規定かどうか、一つひとつ十分な吟味が必要です。

国連国際組織犯罪防止条約締結に伴う国内法整備

犯罪の「組織化」に対応

サイバー犯罪条約締結に伴う国内法整備

「組織的犯罪処罰法」等の改正

「共謀罪」と「証人等買収罪」の新設が特に問題とされる。

証人と打ち合わせの際に飲食費を払った弁護士が「証人等買収罪」に問われるおそれ。これを新設しなくても、現在の偽証罪、強要罪で十分対処可能。

「強制執行妨害罪」の改正

処罰対象拡大、罰則強化。強制執行行為妨害罪などの新設。

対象を「組織的、悪質、執拗」なものに限定していない。住民運動も対象に? 債務整理の相談を受けた弁護士が共謀罪に問われるおそれ。

コンピュータ監視・取締り立法

一台のコンピュータの差押令状で接続する他のコンピュータのデータ差押さえ可。令状なしに通信記録の90日間保全の要請が可能に。

捜索差押令状において場所・物を特定し明示することを要求している憲法35条の「令状主義」や憲法21条2項の「通信の秘密」に違反するおそれ。

問題点